

〔研究ノート〕

## メランヒトン『子どものカテキズム』の構造と特質

菱 刈 晃 夫

はじめに

『子どものカテキズム』(Catechesis Puerilis. 1543, bzw. 1540. Catechismus, das ist : eine Kinderlehre. 1543)は、メランヒトンによる宗教教育用教材カテキズム(教理問答書)の中でも、もっとも知られた大部な著作である<sup>1</sup>。これをシュレーダーはメランヒトンの「カテキズム的神学」(katechetische Theologie, theologia catechetica)と呼んだ<sup>2</sup>。すでにコールズは、この前後に大幅な改訂が施される『神学総覧』(Loci praecipui theologici)との構造的な比較を、詳細に行っている<sup>3</sup>。1521年に初版が刊行されて晩年の1559年に至るまで、プロテスタント最初にしてメランヒトンの代表的神学テキストである『神学総覧』(通称ロキ)は、宗教改革の進展にともなう歴史的・社会的状況と密接に連動して幾度となく改訂されるが、とりわけ1535年と1543/44年に大きな改訂が施された<sup>4</sup>。

小論では、メランヒトンのカテキズムに関する一連の研究を踏まえた上で<sup>5</sup>、ラテン語とドイツ語の両方で出版された『子どものカテキズム』<sup>6</sup>の構造と特質について明らかにする。律法と福音の作用による人間の動的な「再生」の間

---

<sup>1</sup> Cf. Frank, Günter (Hg.) : Philipp Melanchthon. Der Refomator zwischen Glauben und Wissen. Ein Handbuch. Berlin 2017. S.259.

<sup>2</sup> Ibid.

<sup>3</sup> Cohrs, Ferdinand (Hg.) : Philipp Melanchthons Schriften zur Praktischen Theologie. Teil I. Katechetische Schriften. Leipzig 1915. S.LXVII-XCIII.

<sup>4</sup> Cf. Stupperich, Robert (Hg.) : Melanchthons Werke in Auswahl. Bd.II. Teil 1. Gütersloh 1978. S.186.

<sup>5</sup> 平成31年度科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号19K00112)による研究成果の一部として公表された、拙稿「メランヒトンとアグリコラーカテキズムをめぐって―」国士館大学人文学会編『国士館人文学』10号所収、2020年、21-45頁、同「メランヒトン『巡察指導書』の背景と内容―法の価値と自由意志を強調する理由―」国士館大学人文学会編『国士館人文学』11号所収、2021年、99-121頁、参照。これに続く研究成果のごく一部が本稿である。

<sup>6</sup> テキストは注3コールズによった。ここにはラテン語とドイツ語が併記され、対照的に収録されている。S.89-336.

題を、1543年前後のメランヒトンがどのように捉えていたのか、明確にしておきたい。

## 1 節 構造について

『子どものカテキズム』の目次から詳しく確認しておこう。全6章から成り立っている。ラテン語とドイツ語のテキストを併記するが、訳はラテン語版による。

### I. Quid significat catechesis? Was heißt Catechesis?

カテキズムとは何を意味するのか？

### II. Declogus. Die Zehen Gebot.

#### 1. De primo praecepto. Das erste Gebot.

十戒

第一戒について。

##### 1. Quid praecipit primum praeceptum? Was leret oder gebeut das erste Gebot?

第一戒は何を教えているのか。

##### 2. Satisfaciuntne homines huic praecepto? Halten auch die menschen dieses Gebot? Oder thun sie im genug?

人間はこの戒めを成就するのか。

##### 3. Quomodo inchoatur haec obedientia? Wie fahet man an gehorsam zu sein?

この服従〔従順〕はどのように始められるのか。

##### 4. Quae sunt peccata contra primum praeceptum? Welchs sind den die Sünden wider das erste Gebot?

第一戒に反する罪は何か。

##### 5. Quae est poena violati primi praecepti? Was ist für ein straff gesetzt auf die ubertretung des ersten Gebotes?

第一戒違反の罰は何か。

##### 6. Quae est promissio addita primo praecepto? Was verheisset Gott in dem ersten Gebot?

第一戒に加えられた約束とは何か。

#### 2. De secundo praecepto. Das ander Gebot.

第二戒について。

1. Quos bonus usus divini nominis praecipit? Weichs ist der rechte brauch des gottlichen Namens, davon dis Gebot gebeut?  
神の名のどのような適切な用法を命じているのか。
2. Quomodo fit hoc praeceptum? Wie geschicht den sölch Gebot?  
この戒めはどのようになされるのか。
3. Peccata contra secundum praeceptum. Sünde wider das ander Gebot.  
第二戒に反する罪。
4. An liceat iurare christianis? Ob auch einem Christen schweren erlaubt sei?  
キリスト者には誓うことが許されているか。
5. Quae est comminatio addita huic praecepto? Wie drauet Gott denen, so dis Gebot ubertreten?  
この戒めに加えられている威嚇〔警告〕は何か。
6. Debetne magistratus punire periuria? Sol auch die Oberkeit das falsche schweren straffen?  
当局は嘘つきを罰しなければならないのか。
7. An illicita iuramenta sint servanda? Sol man auch unzimlichen eid halten?  
不法な誓いは守られるべきか。

### 3. De tertio praecepto. Das dritte Gebot.

第三戒について。

1. Quid praecipit tertium praeceptum? Was leret oder gebeut das dritte Gebot?  
第三戒は何を命じているのか。
2. Estne abrogatum praeceptum de sabbato? Ist den das gebot vom Sabbath abgethan?  
安息日について廃止された戒めはあるのか。
3. Peccata contra hoc praeceptum. Sünde wider das dritte Gebot.  
この戒めに反する罪。
4. Opera huius praecepti. Folgen die werck des dritten Gebots.  
この戒めによる行い。
5. Violaruntne Machabei sabbatum pugnando? Haben auch die Machabeer den Sabbath geschwecht oder gebrochen, do sie daran gestritten haben?

- マカバイは努力されるべき安息日を破ったのか。
6. Alia questio. Quid sentiendum est de ordinationibus ecclesiasticis? Ein andere frag. Was sol man halten von Kirchensatzungen?  
他の問い。教会規則について何が考えられるべきなのか。
  7. De oblatione. Vom Opfer.  
奉獻について。
  8. De allegoria sabbati. Von heimlicher deutung des Sabbaths.  
安息日の比喩について。
4. De quarto praecepto. Das vierde Gebot.  
第四戒について。
1. Quid praecipit quartum praeceptum? Was gebeut dieses vierde Gebot?  
第四戒は何を命じているのか。
  2. Suntne opera secundae tabulae cultus Dei? Sind auch die werck der andern Tafel Gottesdienst?  
第二の板の行いは神礼拝か。
  3. Quae sunt parentum, magistratum et aliorum gubernatorum officia?  
Welchs sind der Eltern, der Oberkeit und andern Regenten empter?  
両親、当局そしてその他の支配者の義務とは何か。
  4. Cur textus inquit : Honora patrem et matrem? Warumb sagt der text, Ehr Vater und Mutter?  
聖書はなぜ、父と母を敬えと言うのか。
  5. Quid complectitur obedientia debita magistratui? Was helt in sich der gehorsam, so man der oberkeit schuldig ist?  
当局に負う義務のある服従には何が含まれるのか。
  6. De promissione, addita quarto praecepto. Von verheissung, so ans vierde gebot gehenckt ist.  
第四戒に付加された約束について。
  7. De reverentia et obedientia debita ministris evangelii. Von ehrerbietung und gehorsam, so man den dienern Gottes worts schuldig ist.  
福音の僕に負わされている畏敬と服従について。
5. De Quinto praecepto. Das fünffte Gebot.  
第五戒について。
1. Quae sunt peccata pugnantia cum hoc praecepto? Welches sind den die sunde, die wider dieses gebot sind und handlen?

この戒めと争う罪は何か。

2. Quae sunt bona opera huius praecepti? Welches sind den die gute werck, davon dieses gebot gebeut?

この戒めによる善い行いとは何か。

3. Estne licita vindicta? Ist auch den menschen erlaubet, sich selbst zu rechen?

復讐は許されているか。

4. Quae virtutes pertinent ad hoc praeceptum? Welche und was fur tugent gehören in dies gebot?

この戒めにはどのような徳が属しているか。

5. Peccatne David, cum ait : Perfecto odio oderam eos? Sündiget auch David in dem, da er sagte, Mit vollkommenen hass hasset ich sie?

激しい憎しみで彼らを憎みと言うとき、ダビデは罪を犯すのか。

6. Quomodo fit hoc praeceptum, et quomodo placet Deo, et fit cultus Dei? Wie geschicht dieses gebot? Wie gefelt es Gott? Und wie wird es ein gottesdienst?

この戒めはどのようになされるのか、どのように神に喜ばれるのか、神礼拝はどのようになされるのか。

## 6. Sextum praeceptum. Das sechste Gebot.

第六戒。

1. Quid praecipit sextum praeceptum? Was gebeut das sechste Gebot?

第六戒は何を命じているか。

2. Recita comminationes additas huic praecepto. Erzele die dreuung, die an dies Gebot gehestet sind.

この戒めに付加されている警告を語りなさい。

3. Quomodo fit hoc praeceptum? Wie geschicht dies Gebot?

この戒めはどのようになされるのか。

## 7. Dic septium praeceptum. Sag das siebende Gebet.

第七戒を述べよ。

1. Quid praecipit? Was gebeut diss Gebot?

何を命じているのか。

2. Quomodo fit hoc praeceptum? Wie geschicht, oder wie wird diss Gebot gehalten?

この戒めはどのようになされるのか。

3. Licentne Christianis tenere proprium et esse divites? Gezimet sichs auch, das Christen eigens haben und reich seien?  
キリスト者には財産を持つことや裕福であることが許されているか。
  4. Quae sunt eleemosynae necessariae? Was oder welches sind nötige allmosen?  
必要な施しとは何か。
  5. Licentne Christianis uti contractibus? Mogen auch Christen handtierung treiben?  
キリスト者には契約を利用することが許されているか。
  6. De redivibus. Von einkommen, rent oder zinse.  
収入について。
  7. De usuris. Vom Wucher.  
利子について。
  8. De eo, quod interest. Vom interesse.  
利益について。
  9. De restitutione. Vom widergeben oder widerlegung.  
回復について。
  10. An, quae tenentur praescriptione, iuste tenentur? Ob auch einer mit recht innen hab, das er durch ein verjarung oder prescription erlangt und bekommen hab?  
命令によって保持されているものは、正しく保持されているのかどうか。
  11. An rapta in bellis sint retinenda? Ob man auch das jenig, so man in kriegem raubt, behalten möge?  
戦争の中で奪われたものは保持されるべきかどうか。
  12. De redivibus ecclesiasticis. Von geistlichem einkommen, zinsen und renten.  
教会の収入について。
- 
8. De octavopraecepto. Von dem achten Gebot.  
第八戒について。
    1. Quid praecipit octavum praecepum? Was lehret oder gebeut das achte Gebot?  
第八戒は何を命じているのか。
    2. An omne mendacium est mortale peccatum? Ob auch ein jede lüge ein todsünd sei?  
すべての嘘は死罪か。

9.10. De reliquis duobus praeceptis. Von den andern zwien geboten.

残り二つの戒めについて。

11. De fine. Vonendlicher ursach aller Gebot.

目的について。

12. De usu legis. Vom brauch des göttlichen gesetzes.

律法の用法について。

III. De evangelio. Vom Evangelio.

福音について。

IV. De iustificatione. Wie wir von Gott gnad und vergebung der sünden erlangen, gerecht und Gott angemem und gesellig warden, Oder von der justification.

義認について。

V. De bonis operibus. Von guten wercken.

善い行いについて。

1. Quae requiruntur? Was fordert den Gott fur werck?

何が求められているのか。

2. Quomodo placet imperfecta obedientia? Wie gefellet aber Gott der unvollkommem gehorsam?

不完全な服従がどのように神に喜ばれるのか。

3. Causae hortantes ad bene operandum. Ursach, die uns vermanan sollen, gute werck zu thun.

善い行いへと私たちを駆り立てる原因。

4. Quomodo amittitur gratia? Wie verleuret man die Gnade?

どのように恩恵は失われるのか。

VI. De sacramentis. Von den Sacramenten.

秘跡について。

1. Quid est sacramentum? Was ist Sacrament?

秘跡とは何か。

2. De baptismo. Vom Sacrament der Taufe.

洗礼について。

3. Quis est effectus baptismi? Was wircket die Tauf? Oder welchs ist der tauf frucht und kraft?

洗礼の効果とは何か。

4. Suntne infants baptisandi? Solle man auch die Kinder teuffen?

子どもは洗礼を受けさせられるべきか。

5. De poenitentia. Von der Busse.

悔い改めについて。

6. De absolutione. Von der Absolution.

罪の赦し〔赦免〕について。

7. De confessione. Von der Beicht.

信仰告白について。

8. De satisfactione. Von Gnugthuung.

贖罪について。

9. De coena domini. Vom Abentmal des Herrn.

主の晩餐について。

10. Quid de missa sentiendum est? Was solle man von der Messe halten?

ミサについて何が経験されるべきか。

4.第四戒についてのみ、1540年版と1543年版に違いが見られるが<sup>7</sup>、ここでは1543年版に従った。

コールズ編の500頁余りにもなる本書の中でも<sup>8</sup>、このカテキズムは89-336頁までを占めている。そしてその内容のほとんど(92-290頁)が十戒、すなわち律法、神の法の解説に費やされている。これは1535年と1543/44年のロキとの深い繋がりの中で生まれた<sup>9</sup>。全体は「問い—答え」形式にほぼ貫かれ、宗教教育用教材として、より単純かつ明快に回答がなされるように工夫されている。とりわけ神の法すなわち律法に関して、その詳細な内容を、当時の歴史的社会的状況を反映して、身近な内容と関わらせながら「問い—答え」形式で解説しているのが『子どものカテキズム』である。神学的な背景や知識はロキに譲るとして、カテキズムでは人間の心に作用する「律法と福音」のダイナミックな作用について<sup>10</sup>、とくに律法の果たす役割に大きなウエイトが置かれていることが、その構造や分量からしても明白である。しかもラテン語とドイツ語

<sup>7</sup> Cf. Cohrs, op.cit., S.LXX-LXXI.

<sup>8</sup> Cf. Cohrs, op.cit.

<sup>9</sup> Cf. Ibid., S.LXVIII-LXIX.

<sup>10</sup> 拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』溪水社、2001年、175頁以下、参照。



の両方で記されたカテキズムは、ルターのカテキズムが家庭での使用を目論んでいたのに対して、メランヒトンがあくまでも(ラテン語)学校での使用を念頭に置いていたことも明らかである<sup>11</sup>。

1528/28年あたりには、アグリコラとの反律法論争も関係して、メランヒトンはカテキズムにも積極的であったが<sup>12</sup>、それから10年ほどはカテキズムに関するものを一つもあらわしてはいない<sup>13</sup>。そこで、このカテキズムはおよそ10年以上を経てようやく誕生した、「子どもの」とはいえ大人(教師)向けの『子どものカテキズム』であった。次に、その特質となる内容について簡単に見ておこう。

## 2 節 特質について

このカテキズムの特質をよくあらわしていると思われる内容をいくつか取り上げてみよう。すでに述べたように、律法すなわち十戒の解説に割かれた分量は顕著であり、律法の役割と用法についてのメランヒトンの認識も明確である。それが特徴的にあらわれているのが、「II. 12. De usu legis. Vom brauch des göttlichen gesetzes. 律法の用法について」である。要点を確認してみよう。ここにメランヒトン神学の特質ともいえる、律法の三用法が明記されている。ドイツ語よりもラテン語のほうが単純明快に記されているので、ラテン語テキストから拾い上げてみる。

ところで三重の用法がある。まず十戒あるいは道徳的な神の法が教えられるべきである。規律によって未熟な者を教育し抑制するためである。

そしてこの用法は正しくない者たちにも正しい者たちにも〔義人にもそうでない人にも〕関係する。

なぜなら神は正しくない者たちが外的な規律によって抑制されるのを欲しているからである。そして未熟で正しい者たちには、抑制されるべき肉のために〔肉を抑制するために〕、教育、教え、そして注意深さが必要である。ちょうど子ども、青少年、大衆などである<sup>14</sup>。

Est autem triplex usus. Primum tradendus est decalogus seu lex Dei moralis, ut disciplina rudes erudiat et coerceat. Et hic usus pertinent ad iniustos et iustos. Deus enim coercheri vult iniustos externa disciplina, et iustis rudibus opus est institutione, doctrina et diligentia coercedae

<sup>11</sup> Cf. Ibid., S.LXVII.

<sup>12</sup> Cf. Ibid.

<sup>13</sup> Cf. Frank, op.cit., S.252f.

<sup>14</sup> Cohrs, op.cit., S.287f.

*carnis, sicut pueris, adolescentibus, vulgo etc.*

すでにこれまで確認してきたように<sup>15</sup>、これは律法の①政治的用法である。メランヒトンが常に強調するのは、「外的規律」(*externa disciplina*)としての律法すなわち神の法の第一用法である。とくに子どもや青少年、そして大衆は「肉欲」へと駆り立てられがちであるため、これを抑制する(*coercere*)ために、教育(*institutio*)、教え(*doctrina*)、注意深さ(*diligentia*)が必要とされている。

第二の用法は痛悔にとって固有のものである。罪を告発し、良心を震撼させるものである。これについてパウロはしばしば述べている。律法によって罪を認識する。同じく、律法は怒りを招く<sup>16</sup>。

*Secundus usus est proprius contritio, arguer peccatum et perterrefacere conscientiam, de quo Paulus saepe loquitur : Per legem cognitio peccati. Item : Lex iram efficit.*

律法の②神的用法である。これは「痛悔」(*contritio*)のためにあり、そのためには罪の告発により「良心」(*conscientia*)を震撼させる(あるいは震撼させられる)必要がある。律法により「罪」(*peccatum*)の認識が生じ、良心が覚醒させられることで、痛悔が開始される。すると、そこに福音がもたらされる。律法と福音の作用がもっとも動的に交差する、キリスト教的人間の生成に向けた、まさに実存的な心の内奥での動きが、ここでは想定されている。カテキズムのもっとも核心的な働きを期待する用法であり、だからこそメランヒトンは十戒の解説に、これほどの分量を割いているといえよう。

第三の用法は、義認された者たちの中でのものである。なぜならたとえ律法から解放されていて、非難すべきではないにしても、それでも彼には[再生者]には律法の教えが三様に必要である。第一に、教え〔教理〕に関わる。第二に、老齢の肉に関わる。第三に、服従に関わる<sup>17</sup>。

*Tertius usus est in his, qui sunt iustificati. Etsi enim sunt liberati a lege, ne damnet, tamen iis opus est doctrina legis tripliciter. Primo, quod ad doctrinam attinet. Secundo, quod attinet ad vetustatem carnis. Tertio, quod ad obedientiam attinet.*

<sup>15</sup> 拙稿前掲「メランヒトンとアグリコラ」、34頁以下、参照。

<sup>16</sup> *Ibid.*, S. 288.

<sup>17</sup> *Ibid.*

再生者における律法の③教育的用法である。メランヒトンがいたるところで繰り返すのは、たとえ信仰により義認されたとする者においても、すなわち「再生者」(renatus)の中にも、死に至るまで罪はとどまり続けるという点である。信仰において終わりや完成はなく、最期まで信仰の訓練は続けられねばならない。その開始点は、絶えず良心の働きによって繰り返される痛悔にある。「VI. 5. De poenitentia. Von der Busse. 悔い改めについて」で、悔い改めは二つからなるとメランヒトンは述べる。

ところで悔い改めには二つの部分がある。痛悔と信仰である。痛悔は、罪と神の怒りを認識し、罪ゆえに苦しむ、そうした良心の恐れを意味する<sup>18</sup>。

Sunt autem partes poenitentiae duae, contritio et fides. Contritio significat terrors conscientiae, agnoscentis peccatum et iram Dei, ac dolentis propter peccata.

痛悔の状態とは、すなわち良心が震撼して恐怖にある状態であるが、それには信仰が加わってこそ、はじめて真の悔い改めとなる。その信仰とは、神の子ゆえに、そうした罪人に対して無償で与えられる憐れみ、つまり罪の赦しという慰めへの信頼である。それを告げるのが福音である。あくまでも神の子すなわちキリストのゆえにという点で、福音によって告知された、神の子キリストによる憐れみへの信頼(fiducia)が信仰(fides)である。これがなければ人間はただ痛悔の状態に放置されたまま絶望する他ない。あくまでも痛悔と信仰、救いへの信頼が悔い改めでなければならない所以である。

十戒についての説明がほとんどを占める『子どものカテキズム』の目的が、まずは①政治的用法による、すべての子どもや人々の規律・訓練にあることは確かである。だが、それだけではない。②神的用法による良心の覚醒と、痛悔の開始、それに伴う信仰の成長と、さらに再生者も含めてキリスト者のすべてが、③教育的用法によって不断に教育されていくことが目指されているといえよう。メランヒトンにおける信仰が、常に大人(教師)が教育し、かつされるべき信仰であり、なお人間にはそうした教育可能な信仰の萌芽があるとの認識を、このカテキズムはあらわしている。ここに、このカテキズムの最大の特質がある。ゆえに十戒に続いて、福音、義認、そしてやはり善い行いについての解説がなされ、最後に秘跡で締め括られることになる<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> Ibid., S.319f.

<sup>19</sup> ちなみに 1559 年の最終版ロキの目次をあげてみる。これは全 24 章、つまりおよそ 24 のロキすなわちトピックから成り立っている。この中で、6、7、8、9、13 がカテキズムと重複する箇所である。換言すれば、メランヒトン神学の中でもとくに実践や教育と関わる部分である。このロキの初日本語全訳は目下出版準備中である。

1. 神について
  - 神の単一性についての証言
  - 神性の三つの位格について
  - 子について
  - 証言
  - 旧約聖書から
  - 聖霊について
2. 創造について
3. 罪の原因と偶然性について
4. 人間の力あるいは選択の自由〔自由意志〕について
5. 罪について
  - 原罪について
  - 証言
  - 実際の罪〔現行罪〕について
6. 神の法について
  - 法の区分
  - 十戒の説明
  - 十戒
  - 第一の戒めについて
  - 反論
  - 第二の戒めについて
  - 神の名をみだりに唱えてはならない
  - この戒めはどのように成就されうるか
  - 第二の戒めに対する罪
  - 第三の戒めについて
  - 第二の板について
  - 第四の戒めについて
  - 第五の戒めについて 殺してはならない
  - 第六の戒めについて 姦淫してはならない
  - 第七の戒めについて 盗んではならない
  - 第八の戒めについて 隣人について偽りの証言をしてはならない
  - 第九と十の戒めについて
  - 自然法について
  - 律法の用法
  - 助言と命令の違いについて
  - 復讐について
  - 貧困について
  - 純潔について
7. 福音について
  - なぜ福音の約束が必要なのか
8. 恩恵と義認について
9. 善い行いについて
10. 新約と旧約聖書の区別について
11. 死罪と小罪の区別について
12. 教会について
13. 秘跡について
14. 予定について
15. キリストの王国について
16. 死者の復活について
17. 霊と文字について
18. 苦難と十字架と真の慰めについて
19. 神に願い求めること〔祈願〕と祈りについて
20. 市民当局〔この世の権力〕と政治支配の価値について
21. 教会における人間の儀式について

ただし誤解されてはならないのは、「善い行い」(bona opera)による功德によって、あるいは人間的な徳によって人は救われるのではなく、あくまでも信仰と信頼によって救われるという点である。あくまでも善行は信仰の結果として表出される、というルター神学をメランヒトンは堅持した。カトリック的な功績主義ではなく、救われるのは福音のみ、つまりキリストへの信仰のみによる、という福音主義にメランヒトンが立っていることを忘れてはならない。ちなみにロキの最終版では、こう記されることになる。

はっきりと明瞭に私たちは、人間の中に信仰箇条の知識が、同じく悔い改めが存在していなければならず、善い意図や愛が開始されなければならぬことを教えている。こうしたこと〔前提〕について反対者たちは争うが、それでも私たちは人間の中にそれらは存在しなければならぬと自ら告白する。しかし私たちは信仰が付け加わらなければならぬと付加する。つまり、憐れみへの信頼であり、それは神の子のゆえに罪の赦しを私たちが得ることであり、このような私たちの徳によるのではないということである<sup>20</sup>。

Plane et clare docemus oportere in homine existere notitiam articulorum fidei, item contritionem, bonum propositum ac inchoari dilectionem. De his dimicant adversarii, quae tamen fatemur ipsi in homine oportere existere. Sed addimus oportere accedere fidem, id est, fiduciam misericordiae, quod propter filium Dei habemus remissionem peccatorum, non propter has nostras virtutes.

あくまでも人間の中に信仰に関する知識(notitia)や悔い改めの開始点が存在していなければならず、それは教育によって形成可能であり、そこから善い意図や隣人愛の実践が始められるとのメランヒトンの確信こそは、ルター神学に基づくメランヒトンをして「ドイツの教師」(Praeceptor Germaniae)と尊称せしめた、内的な深い理由といえよう。メランヒトンの神学とは、まさに教育的な神学なのである。

---

22. 肉を殺すことについて

23. 躓きについて

24. キリスト教的自由について

<sup>20</sup> Stupperich, Robert (Hg.) : Melancthons Werke in Auswahl. Bd.II. Teil 2. Gütersloh 1982. S.451.

## おわりに

このカテキズムの目次からも明らかなように、律法がどのようになされるのか、という行いや行為についてメランヒトンはおろそかにしなかった。信仰によってのみ(*sola fide*)をスローガンとするルター神学が、善行を不要にしているとの批判に対して、メランヒトンは信仰による必然的な結果としての「善い行い」の必要性とその効果を強調してやまない。ただし、あくまでも信仰の成果としての行いであり、行いの成果として信仰があったり、救いがあったりするわけではない点に注意が必要である。

心の最内奥に働きかけようとするメランヒトンの教育思想は、このカテキズムに典型的にあらわれている。その究極の目的は良心の覚醒と悔い改めによる心の純化もしくは再生にある。しかも律法と福音の働きによって生きている限り死に至るまで続けられるべき再生である。人間の心の、あるいは人間の中の罪は、生きている限り決してなくなることはない。ただ神と人間との和解をとりなす仲保者としてのキリストのゆえに赦されている(大目に見られている)だけである。こうした自覚を常に保ちながら再生を続けることで、人間の内面に働きかけるキリスト教的教育—宗教教育—がなされる一方、他方で人間の自然本性に信頼する人文主義的教育、すなわちヒューマニズムによる教育も進められる。キリスト教的ヒューマニスト(人文主義者)としてのメランヒトンの、とりわけメランヒトン神学に基づいた教育思想の核心部分を、このカテキズムはもっとも完成した形で表現しているといえよう。

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP19K00112 の助成を受けたものです。

(ひしかり てるお・教授)